

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第13号

令和4年2月18日監査公表第2号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年6月24日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和
4財第274号
令和4年5月24日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和
様

福島県知事 内堀雅雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和4年2月4日付け3福監第423号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県中農林事務所
監査対象年度 令和2年度
監査実施年月日 令和3年12月20日

指摘・勧告事項	措置状況
「指摘事項」	（原因）

補助事業の繰越事務手続に適正を欠き、補助事業の執行に重大な影響を与えているものがある。

「事実」

甲土地改良区に対する福島県経営体育成促進事業（調査・調整事業）補助金については、年度内に事業が完了しないため国及び県の繰越事務手続が必要であったが、繰越事務手続の理解不足及び本庁との連絡の不備により国に対する繰越事務手続を行うことができなかつたため、令和3年3月31日付けで事業の廃止承認を行い、概算払した補助金を令和3年5月に全額返還させている。

「是正又は改善の意見」

補助事業に係る繰越事務手続については、事務手続の確認及び関係機関との調整を徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化の上、関係規程に基づき適正に行うこと。

1 次年度繰越額は2月補正時に上限額で計上していたが、本庁主務課（農村基盤整備課）から、国費の概算払に必要となる繰越確定額の照会があった際、全額概算払を行う旨回答した。

なお、担当者等は、「全額概算払をしても事業を繰り越すことができる」と補助金制度を誤認していた。

2 本庁主務課は、当事務所からの回答を受けて、「全額概算払をする＝年度内に全額執行する」と認識し、国に対して全額概算払請求を行い、国への繰越事務手続を行わないこととした。

3 所内での情報共有及び進行管理が不十分であったことから、組織として上記誤りに早期に気づくこと及び修正することができなかつた。

（処理状況）

甲土地改良区（以下「甲」という。）から、令和3年3月29日付けで補助事業の廃止承認申請書を受領し、同日付けで廃止承認に係る指令書を送付。その後、甲から、令和3年3月31日付けで実績報告書を受領。

令和3年5月26日付けで成果確認及び額の確定。併せて、同日付けで返還金に係る納入通知書を発行し、甲に持参。

令和3年5月27日付けで返還金全額について納入確認。

（今後の対応）

1 今回の事案を所内で共有し、再発防止について注意喚起するとともに、補助金の事務手続に係る所内研修を行った。

2 事業ごとに管理表を作成し、所内で進捗状況等の情報を共有する。また、決算見込み及び繰越に関する照会と回答については、管理表をもとに、管理職が中心となり、内容を十分に確認する。

- 2 監査対象機関 県南建設事務所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年11月5日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 道路占用料の調定手続に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 前回の定期監査において、調定期が著しく遅延していることから指摘事項とされた道路占用料の調定事務について、令和2年度においても、4月1日に定例調定を行うべき128件13,948,804円について4月1日に遡及して調定を行っている（令和2年6月10日事務処理127件）</p>	<p>（原因） 1 令和2年度の遅延要因 令和元年度に配属された行政課職員は、前年度から全く整理されていないまま事務を引き継いだため、令和元年度の定例調定が遅れ、昨年度の定期監査において指摘を受けた。 令和元年度においては、平成30年度以前の遅延事務を処理しながら現年度事務を処理するという状況に陥り、また、職員1名が途中退職したため、令</p>

13,766,702円、令和3年1月29日事務処理1件182,102円)。

また、令和3年度においても、4月1日に行うべき定例調定について、職員調査日(令和3年6月15日及び16日)まで収入調定がなされていない。

「是正又は改善の意見」

道路占用料の調定に当たっては、遅延が発生する要因を分析し、執行体制の強化を図るなど実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

和2年度の定例調定に向けての準備を十分に行うことができなかった。さらに、道路占用料の単価改定があり、その確認作業(相手方との調整含む。)に多くの時間を要してしまった。

なお、確認作業に多くの時間を要してしまったのは、代々、道路占用の許可台帳等の整理が十分になされていないことも一因である。

2 令和3年度の遅延要因

当事務所は、過去において許可台帳の整理やデータ入力ที่ไม่十分なため、令和2年度の道路占用料の改定に伴う経過措置を踏まえた占用料の確定に時間を要した。

さらに、年度初期から職員1名が病気休暇となり、占用料担当者の業務が増大したことも一因であり、組織として行政課を支援する体制はとったものの、本件事務に関しては遅延が生じてしまった。

(処理状況)

令和3年度の定例調定125件14,715,833円について、令和3年8月27日に事務処理を行った。

(今後の対応)

定例調定を4月1日に行うためには、本来、前年度中に占用料確定の準備をしておく必要があるが、令和2年度及び3年度とも前年度の適切な時期に処理することができなかったことと執行体制の脆弱さが主な原因であることから、下記のとおり対応し、今年度中に次年度の道路占用料の定例調定の準備事務を完了し、関係規程に基づき適正に行う。

1 前年度後半から、次年度の定例調定に向けた占用料の確定作業スケジュールを総務部全体で共有するとともに、上席が進捗状況を定期的に確認し、適正な時期に調定を実施する。

2 建設業許可更新事務や特定町村で実施される国土調査に係る境界立会等については、総務部内職員の支援を受けて対応するとともに、突発的な所管法令違反への対応等には、次長や総務部他課の課長を中心に対処しており、今後も組織的な対応により事務処理の遅延防止を図っていく。

3 道路占用許可台帳やシステムのデータ整理など長期的課題の解決に向けては、執行体制の強化を図りながら取り組んでいく。

3 監査対象機関 会津若松建設事務所
監査対象年度 令和2年度
監査実施年月日 令和3年11月5日

指 摘 ・ 勧 告 事 項

措 置 状 況

<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 トンネル電気室等の新築工事の入札において、コンクリートの単価に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今般の事案は、担当者が新システムに不慣れな状態で設計書を作成したため、本来適用すべき地区とは異なる地区の単価を入力したことに気づけなかったこと、上席者も同様に不慣れでこれを発見することができなかったことが原因です。</p> <p>(処理状況) 今般の設計額の誤りを受け、当該入札の応札者に事実を説明し、謝罪しました。令和3年6月7日に当該入札に係る契約を解除し、その後、改めて公告入札を実施しました。</p> <p>(今後の対応) 今後は、新システムの操作に係る誤りの発生しやすい箇所について、職場内及び土木部内で情報の共有を図るとともに、複数職員によるチェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。</p>
---	---

- 4 監査対象機関 いわき建設事務所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年11月25日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県営住宅の家賃の収入事務並びに敷金及び保証金の還付事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 1 県営住宅の家賃について、令和元年東日本台風の被災者等に対する家賃の減免漏れ、家賃の再算定等のシステム入力漏れ及び高額所得者の家賃相当額の算定等を誤ったことから、93世帯について誤った家賃により収入され過不足が生じている。 過大徴収 23世帯 561,021円 過小徴収 70世帯 2,099,821円 2 県営住宅からの退去に伴う敷金及び駐車場の使用終了に伴う保証金の還付について、3か月以上遅延しているものがある。 敷金及び保証金 17世帯 752,640円</p> <p>「是正又は改善の意見」 県営住宅の家賃の収入及び敷金等の還付事務に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 1 令和元年東日本台風災害への対応により、事務量が増加した結果、調定額の変更やシステム入力などの事務処理に漏れが生じ、家賃算定の誤りに繋がったものです。また、事務量の増加に伴い、組織的なチェック機能も不完全なものとなり、事務処理の過程で誤りを発見できず、家賃算定に誤りが生じたものです。 2 県営住宅の退去に伴う敷金及び駐車場保証金については、事案発生の翌月に還付しているところですが、死亡退去において、①法定相続人の確認資料等還付する際に必要な書類の徴取に時間を要したこと、②その後の令和元年東日本台風災害への対応を優先したこと、③組織的なチェック機能が十分ではなかったこと等により、事務処理の遅延につながったものです。</p> <p>(処理状況) 1 過大徴収については、全て還付しました。 令和3年2月26日 (21件 516,821円) 令和3年6月25日 (2件 31,000円) 令和3年8月20日 (1件 13,200円) 過小徴収については、令和3年7月30日までに追加納付を依頼し、令和4年3月31日時点で86%の納付を確認しました。 2 敷金及び保証金については、全て還付</p>

	<p>しました。 令和3年3月12日（16件 709,865円） 令和3年3月31日（1件 42,775円） （今後の対応）</p> <p>1 事務処理の漏れ及び遅延については、指定管理者からの書類受付簿（兼処理状況整理簿）を整備し、繁忙期にあっても処理状況の見える化を図り、進捗状況について上席者が確認できるようにするとともに、一時的な業務増については、管理職を含めた他の職員も処理する体制を構築し、事務処理の遅延防止等を図ってまいります。</p> <p>家賃算定については、チェックリストを見直した上で、事務処理内容のダブルチェックを徹底してまいります。</p> <p>また、県営住宅管理システムへの入力に漏れや誤りがないか入力処理後に担当及び副担当がダブルチェックの上、上席者がその確認を行ってまいります。</p> <p>2 敷金及び保証金の還付については、死亡に伴い確認資料が整うまでに時間を要する場合が多いため、書類受付簿（兼処理状況整理簿）を活用し、組織的に処理状況を把握することで事務処理の遅延防止を図ってまいります。</p>
<p>「指摘事項」 公共料金の前渡資金の精算及び支出手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和2年3月利用分の通信回線使用料（役務費）について、請求書が出納整理期間内の処理まで間に合わず、請求額が毎月定額であるため、債権者甲株式会社に請求内容を電話確認し、公共資金前渡経理者名義の通帳に口座振替を行った。</p> <p>令和2年4月28日に令和2年3月利用分の通信回線使用料の請求書が届いたが、職員間の引継がなされなかったため、処理済と気づかず、令和2年度の予算により同様の口座振替を行い、結果として、同じ内容の請求に対し二重の処理となった。</p> <p>調査日現在、公共資金前渡経理者名義の通帳に令和2年3月利用分の通信回線使用料である59,000円が精算されずに残高として残っている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 前渡資金の精算及び支出事務に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 請求書が出納整理期間の処理期限内に届かなかったため、請求内容を債権者に電話確認したうえで支出手続を行いました。後日請求書が届くまでの間に担当者の変更があり、職員間で引継がなされず、支出済であることに気づかないまま、重複して支出手続を行ってしまいました。</p> <p>また、担当者と資金前渡経理者による公共資金前渡経理者名義通帳の残高確認が不十分であったため、精算残額があることに気づきませんでした。</p> <p>（処理状況） 重複して支出した通信回線使用料については、令和3年10月18日に資金前渡精算書を作成し、雑入として受入処理を行いました。</p> <p>（今後の対応） 電話料金等の支払について、「執行機関セルフチェック表」による月々の処理状況の確認を徹底するとともに、公共資金前渡経理者名義通帳の精算残額の有無を、資金前渡経理者と担当者で、その都度確認してまいります。</p> <p>また、年度途中で担当者を変更する必要がある場合にも、取り急ぎ処理すべき事務について、後任担当者と管理職で確認を徹底することで、再発防止を図ってまいります。</p>

監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年11月26日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 道路橋梁補修調査設計の委託業務入札において、誤った交通誘導警備員の労務単価により設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している。</p> <p>業務名 橋梁補修調査設計業務委託 業務概要 橋梁補修調査設計 契約額 8,123,500円</p> <p>「是正又は改善の意見」 設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計書の作成に当たり、土木部の積算システムを使用したのが、労務単価の交通誘導警備員を選定すべきところを誤って建築の施工単価である交通誘導警備員を選定し積算してしまった。 内部の検算や審査についても複数で設計書を確認しているが、交通誘導警備員の名称が同じであったことから誤りに気づかなかった。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和3年6月16日 当初契約者承諾のもと契約解除。 令和3年7月12日 新たに設計図書を作成し起工。 令和3年8月31日 新たに契約を締結し業務実施。 <p>(今後の対応)</p> <p>設計書の作成、検算について、以下のとおり対応し、より一層のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計書起工時に使用している「照査内容項目(チェックリスト)」の内容を随時更新し、主任主査、課長、部長及び専門技術管理員が行う検算業務体制を再構築し適正に実施する。 開札の際に失格業者が多い場合の契約については、契約締結前に担当課長が入念な再確認を行う体制を整備し、不適切な契約の未然防止を図る。 所内担当職員及び検算者に対し、所内や県内で不適切な入札事務があった場合、早急に所内周知し、職員への情報の共有を図る。

(監査総務課)

監査公表第14号

令和4年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年6月24日

福島県監査委員 山田平四郎
 福島県監査委員 高野光二
 福島県監査委員 佐竹浩
 福島県監査委員 高橋宏和
 4財第488号
 令和4年5月31日

福島県監査委員 山田平四郎
 福島県監査委員 高野光二
 福島県監査委員 佐竹浩
 福島県監査委員 高橋宏和

福島県知事 内堀雅雄 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和4年3月18日付け3福監第472号で報告のありましたこのことについて、別紙の通り措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 会津地方振興局
監査対象年度 令和2年度
監査実施年月日 令和4年2月16日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 建物貸付料の調定において、3か月以上遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 県有財産賃貸契約に係る自動販売機設置のための建物貸付料（1件 1,010,340円）について、令和2年4月1日付けで収入調定し納期限を同年4月30日とすべきところ、同年8月24日に調定し納期限を同年9月23日としている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき遺漏のないよう適正に行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <p>1 年度当初に調定が必要な他の類似案件（行政財産使用許可、普通財産貸付）が全て調定済みであったことから、事務担当者において当該案件も同様に処理済みと思い込み、調定を失念してしまったこと。</p> <p>2 管理職においても年度当初に必要な貸付料の調定案件を把握しておらず、処理状況の確認ができていなかったこと。</p> <p>（処理状況） 調定の失念に気付いた後、令和2年8月24日付けで収入調定し、同年9月23日を納期限として対応した。 令和3年度においては、同案件を4月1日付けで収入調定し、納期限を4月30日として処理済みである。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>1 収入調定事務については、年度当初に行う調定案件のリスト作成や正副担当者及び管理職による確認など、進行政管理を徹底するとともに関係規程に基づき適正に処理を行う。</p> <p>2 部室長会議等において、組織内の問題共有を図り、各職員に対して周知し再発防止に努める。</p>

- 2 監査対象機関 県北保健福祉事務所
監査対象年度 令和2年度
監査実施年月日 令和4年2月22日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 本人負担分の社会保険料の受払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 本人負担分の社会保険料について、平成30年12月から令和2年3月までの受入れ及び払出しに係る事務処理漏れ等により歳入歳出外現金に23,242円が残っている。</p> <p>1 月途中退職者から誤徴収した社会保険料の返還漏れ 1件 22,432円 2 月途中退職者からの社会保険料の誤徴収に伴う所得税の追加納付について、</p>	<p>（原因）</p> <p>1 担当者は月途中退職者から社会保険料を徴収しないことについては認識していたが、職員の任期が急遽変更されて月途中の退職となったことから、保険料徴収対象外になったことについて見落とししたもの。また、徴収済保険料額と請求保険料額に差額が生じていたが、他事由による差額だと思い込み、誤徴収について見落とししたもの。 加えて、課内で社会保険料徴収や支払に関する情報共有が不十分だったため、他の職員や決裁者も誤徴収が生じ</p>

受け入れた社会保険料からの払出事務
処理漏れ 1件 940円

3 端数処理誤りによる社会保険料の払
出額誤り △1円（払出不足 1件 1
円、払出過払 1件 △2円）

4 社会保険料改定時の庶務システムの
控除誤りによる追加保険料の徴収漏れ
4件 △129円

「是正又は改善の意見」
本人負担分の社会保険料については、
適正に管理し、適時に受払事務を行うこ
と。

ていることに気付かなかつた。金の際、
2 1とは異なる誤徴収での返戻額の手計
担当者は職員業務課から返戻額の手計
算結果と返戻手続きに係る指示文書を
受領したが、内容確認が不十分だった
ことから社会保険料から所得税への払
出処理が必要であることを見落としし
た。保険料返戻の調書には当該指示
文書も添付されていたが、他の課員や
決裁者は別途手続きは行われているも
のと考え、事務処理漏れについて気付
かなかつた。

3 社会保険料の本人負担分については、
歳入歳出外現金に受け入れた金額をそ
のまま払い出すべきところ、担当者が
歳入歳出外現金の受入額と払出額の照
合を行っておらず、差額があることに
気付かなかつたもの。
また、歳入歳出外現金受払簿の作成
と添付が無かつたこともあり、決裁や
支出審査の過程で社会保険料の受払額
の差異について発見されなかつた。

4 社会保険料の改定差額については、
職員業務課からの保険料過徴収にかか
る指示文書はあつたものの、担当者の
確認不足から追加徴収事務が漏れてし
まったもの。他の課員や決裁者は別途
手続きは行われているものと考え、事
務処理漏れについて気付かなかつた。
(処理状況)

1 中途退職者を相手方とする歳入歳出
外現金払出調書を令和4年3月4日に
作成し、同月23日に過誤徴収保険料
22,432円を返還した。

2 職員業務課から未納分所得税に係る
納入通知書(940円)の発行を受け、同
課を相手方とした支払証払による歳入
歳出外現金払出調書を令和4年4月27
日に作成し、同年5月13日に940円を
払出した。

3 令和4年2月分社会保険料支払に係
る歳入歳出外現金払出調書及び支出負
担行為調書兼支出命令書(共済費)を
令和4年3月25日に作成し、歳入歳出
外現金の払出額を職員からの保険料徴
収額より1円減とし、共済費支出額を
1円増とすることにより各々の支出の
過不足を解消した。

4 社会保険料の改定差額分に係る追加
徴収については、対象となる専門員4
名を納入義務者とする歳入歳出外現金
受入調書(合計額129円)を令和4年
3月4日に作成し、納入通知書を送付
した。
(令和4年3月8日に3名分96円収納、
令和4年3月15日に1名分33円収納)
(今後の対応)

1 月途中退職者から保険料を控除しな

	<p>いことについて、総務企画課内で再度情報共有する。</p> <p>2 歳入歳出外現金受払簿を作成し、保険料徴収額と払出額の差額の有無について課内決裁時に確認する。差額がある場合はその原因を特定して必要な修正を行うか、若しくは保険料受払時期による一時的な払出残額である場合には歳入歳出外現金払出調書に残額の内訳を記載し、決裁や支出審査において内容確認できるようにする。</p> <p>3 社会保険料の過誤処理が生じ、個別の事務処理を要する場合は、決裁する調書や通知文に事務処理の対応状況を記録し、処理済の調書を参考添付するなどして、進捗状況を課内で共有する。</p>
--	--

- 3 監査対象機関 南会津保健福祉事務所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和4年2月22日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 特別障害者手当等の認定事務について、チェック体制が機能しておらず、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 組織内の情報共有や進捗管理が不十分でチェック体制が機能しておらず、2名の認定請求書について、速やかに受給資格の認定が行われていないものがある。</p> <p>1 A氏から平成29年9月22日付けで提出された認定請求書について、受給資格の認定を行わずに平成30年2月分から支給し、令和3年3月16日に受給資格の認定を行っている。 なお、未支給であった平成29年10月から平成30年1月分（107,240円）について、令和3年3月29日に支給している。</p> <p>2 B氏から平成30年2月6日付けで提出された認定請求書について、令和3年3月19日に受給資格の認定を行っている。 なお、未支給であった平成30年8月から平成30年11月分（107,760円）について、令和3年3月31日に支給している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 特別障害者手当等の認定に当たっては、認定請求書の受付から認定までの処理状況についてチェック体制を徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <p>1 業務の引継ぎが不十分だったため、担当職員等の制度への理解が不足していたこと。</p> <p>2 組織内での情報共有や管理職等による進捗管理が不十分であったこと。</p> <p>3 各町村との双方向での確認が不足しており、県側から町村への確認依頼を行っていなかったこと。</p> <p>(処理状況)</p> <p>令和3年3月16日 A氏から平成29年9月22日付けで提出された認定請求書について、受給資格の認定。</p> <p>令和3年3月17日 健康福祉部長及び福祉担当キャップがA氏宅及びB氏宅を訪問し謝罪するとともに、追給等の手続について説明し、了承を得た。</p> <p>令和3年3月19日 B氏から平成30年2月6日付けで提出された認定請求書について、受給資格の認定。</p> <p>令和3年3月29日 A氏に未支給分107,240円を支給。</p> <p>令和3年3月31日 B氏親族に未支給分107,760円を支給。</p> <p>(今後の対応) 特別障害者手当等の認定事務について、以下のとおり対応する。</p> <p>1 業務や制度についての引継ぎを徹底するとともに、管理職等が引継事項を確認する。</p> <p>2 受給資格者からの認定請求については、受付から処理完了までの処理状況</p>

	<p>を、その都度、受付簿及び受給者台帳に記載し、管理職等は進捗状況の定期的な確認を徹底する。</p> <p>3 受給資格者の認定請求状況について、処理が漏れているものがないかを四半期毎に行う定期払前の受給資格者の確認時に管内町村に確認し、課内で共有する。</p>
--	--

- 4 監査対象機関 計量検定所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和4年2月22日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 旅費の支払いについて、チェック体制が機能しておらず、事務事業に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 出張検定に係る旅費について、公共交通機関利用の旅行命令を受けていたにもかかわらず私有自動車を使用して出張していたことに、所属として気付かず、職員Aについては平成27年6月から令和2年6月にかけて19回分56,455円、職員Bについては令和元年9月から令和2年6月にかけて3回分6,210円、合計22回分62,665円が過大に支給されている。</p> <p>また、検定を受ける事業者が負担する職員の旅費相当額（旅費弁償金）について、事業者3者から57,340円（未徴収分を除く。）を過大に徴収している。</p> <p>なお、令和2年9月に、過大に支給していた旅費62,665円は職員から返還させ、旅費弁償金の過大徴収分57,340円については事業者に返還している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 旅費の支払いに当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <p>1 職員は移動時間の節約や健康に関する不安のため、私有自動車の利用を希望していたが、出張検定において事業者が負担する旅費弁償金が交通手段が変わることにより事業者間に不公平が生じてしまうなどの理由から、公共交通機関を利用しなければならないという特有の慣行があったため、申し出ることができなかった。</p> <p>2 管理職も出張検定は公共交通機関利用が慣行となっていたことから、特に職員に確認していなかったため、旅行命令どおりに出張していないことに気付かなかった。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 職員からの返納 令和2年9月3日に納入通知書を発行、同月14日及び同月15日に納付されたことを確認した。</p> <p>2 事業者3者への返還 令和2年9月18日に口座振込で返還した。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>旅費の支払いについて、以下のとおり対応する。</p> <p>1 交通手段に関しては、公共交通機関を利用する取扱いを改め、原則、公用車による出張とすることとした。</p> <p>2 管理職が職員との出張前個別打合せにより旅行命令の内容を確認し、職員の帰庁後に本人に旅行命令の変更がないかを確認するとともに、旅行命令と公用車使用簿やETC使用簿等との突合を行う。</p> <p>3 毎月開催の定例会議において、法令遵守や危機管理意識向上に向けた指導を行う。</p> <p>4 管理職は、面談や声かけ等をおおして、職員と密なコミュニケーションを図るなど風通しがよい職場環境の構築に努める。</p>

- 5 監査対象機関 相馬港湾建設事務所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和4年2月4日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 入札事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 橋梁補修工事について、条件付一般競争入札により発注するため、令和2年4月13日に公告したが、発注種別を「PC橋上部工事」とすべきところ「一般土木工事」と公告し、同月30日に入札を執行した。</p> <p>その後、落札者との契約事務手続中に発注種別の誤りに気づいたため、契約を中止し、発注種別を改めて再度入札を執行した。</p> <p>工事名 漁港（補助）工事（橋梁補修） 工事概要 橋梁補修 L = 286 m</p> <p>「是正又は改善の意見」 入札事務に当たっては、関係規程に基づき、適正に行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <p>1 担当職員が入札公告を作成する際に、「入札参加資格条件決定通知書」との整合性の確認が漏れ、発注種別を誤って入力したことに加え、起案文書に「入札参加資格条件決定通知書」を添付していなかったため、内容確認が不十分なものとなったこと。</p> <p>2 入札公告に係る起案文書は総務課内決裁としていたため、チェック体制が脆弱であったこと。</p> <p>（処理状況） 令和2年5月11日 業務次長が落札業者に謝罪し、契約を取り下げることについて了解を得た。 令和2年5月28日 当該工事を新たに起工し、工事等請負業者公所指名選考内申書を相双地方振興局に内申。 令和2年6月8日 再度入札公告 令和2年6月24日 入札執行 令和2年7月1日 契約 令和3年3月30日 工事完成</p> <p>（今後の対応） 入札事務について以下のとおり対応し、発注種別等に誤りがないようにする。</p> <p>1 担当職員は、入札公告の作成にあたっては、「入札参加資格条件決定通知書」との整合性を確実に確認するとともに、起案文書には、「入札参加資格条件決定通知書」等の根拠資料を添付する。</p> <p>2 入札事務に係る起案文書については、総務課だけでなく事業担当課にも合議し、発注種別や地域要件等の入札参加資格条件の整合性を二重にチェックする。</p>

（監査総務課）

監査公表第15号

令和4年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年6月24日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 4 教 財 第 1 2 1 号
 令和4年4月25日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二

福島県監査委員 佐竹 浩 様
 福島県監査委員 高橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 大沼 博文 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和4年3月18日付け3福監第472号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
 （別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 安達東高等学校
- 監査対象年度 令和2年度、令和3年度
- 監査実施年月日 令和4年1月20日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 義務教育等教員特別手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 実習教諭1名の義務教育等教員特別手当について、給与マスター基本通知書の産業教育手当コードの支給区分を農業水産科で入力すべきところ工業科で入力したため、平成27年4月から令和3年3月まで誤って支給されている。 正当支給額 307,350円 既支給額 204,900円 不足支給額 102,450円 （時効額65,850円、追加支給額36,600円）</p> <p>「是正又は改善の意見」 義務教育等教員特別手当の支給に当たっては、支給区分の確認を徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <p>1 該当の実習教諭が本校に転入してきた際に義務教育等教員特別手当を給与マスター基本（修正）通知書5で入力しているが、産業教育手当コードを「5」で入力すべきところ、担当者が誤って「1」を入力し、事務長も誤りに気づかず決裁してしまった。</p> <p>2 給与管理マスターには、義務教育等教員特別手当のコードは表示されず支給割合と金額が表示されており、給与管理マスターの確認の際にも担当者及び事務長も誤りに気がつかなかった。</p> <p>（処理状況） 令和3年6月21日 義務教育等教員特別手当支給額の誤りが判明した。 令和3年6月22日 給与マスター基本（修正）通知書5で実習教諭の産業教育手当のコードを修正した。また、義務教育等教員特別手当が支給されている全職員について給与管理マスター等で正しく支給されているか確認した。 令和3年6月23日 職員課に過年度分の義務教育等教員特別手当の追給・返納計算依頼書を提出した。 令和3年8月2日 職員課から時効額を除いた額の給与・諸手当領収書（計算書）が届き、実習教諭に交付した。（支払日同月5日）</p> <p>（今後の対応） 手当の支給に係るコード入力事務について、以下のとおり対応する。</p> <p>1 担当者は、転入職員の給与マスター基本（修正）通知書を作成し回覧する際に、前所属で受給していた手当を確認できるように、前所属から送付された給与管理マスター及び該当するコード表を添付する。</p> <p>2 事務長は、給与マスター基本（修正）通知書の入力内容とコード表を突合す</p>

	るとともに、前所属の給与管理マスターとの照合を行い、誤りがないかダブルチェックを実施する。 3 給与管理マスターの確認事務においては、事務長は手当額をエクセルの一覧表に転記し、職員ごとの額の比較を行うとともに、給与マスター基本（修正）通知書の入力があった職員について、入力内容が反映されているか確認する。
--	---

- 2 監査対象機関 二本松工業高等学校
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和4年2月4日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 雑入の調定時期に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金負担金の収入調定について、在校生は令和2年4月1日に、新入生は入学式の日に行うべきところ、同年8月7日に同年4月1日及び同月9日に遡及して行っている。</p> <p>在校生分 400,675円 (235名分×@1,705) 新入生分 167,090円 (98名分×@1,705) 合 計 567,765円 (333名分×@1,705)</p> <p>「是正又は改善の意見」 雑入の収入調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は、以下のとおりである。</p> <p>本庁通知に基づき収入調定すべきことは、事務長、担当とも認識していた。</p> <p>当該負担金については、PTAが生徒から徴収し県に納入するが、未納入の生徒分はPTAの立替が必要となるため、PTA側の意向を踏まえ、学校としてPTA会計の立替が発生しないよう、全生徒の一括徴収金の納入が完了してから収入調定を行うこととしたため。</p> <p>(処理状況) 令和2年8月7日 納入通知書を納入義務者（PTA）へ交付した。</p> <p>令和2年8月26日 財務会計システムにより、8月25日に収入済となっていることを確認した。</p> <p>(今後の対応) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金負担金に係る収入調定の事務について、以下のとおり対応する。</p> <p>担当者は、本庁通知に基づき適正な時期に事務処理を行うとともに、事務長は、セルフチェック表に当該収入調定の項目を設け、事務の進捗状況を管理する。</p>

(監査総務課)